

令和7年度第22回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和8年2月3日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線2432〕

① 件 名				
令和7年度税制改正に伴う介護保険料の見直しについて				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
【背景】 令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除について、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われたことを踏まえ、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、税制改正の影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者について、令和7年度と同様の判定となるよう見直しが行われた。				
【目的】 介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料に係る見直しを行うもの。				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
【根拠法令】 介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） 石巻市介護保険条例（平成17年条例第165号）				
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
令和7年10月 令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（厚生労働省老健局事務連絡） 11月 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第394号） 12月 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号） 令和8年1月 介護保険最新情報 vol. 1459（令和8年1月9日付） 介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令				
⑤ 主な内容				
【改正内容】 1 介護保険料の標準段階に係る基準の見直し 介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階を個人住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定している。 令和7年度の税制改正により、給与所得控除が10万円引き上げられ、これにより一部被保険者で市町村民税非課税者が増加し、保険料収入が減少する可能性があることから、介護保険料については「令和7年度税制改正前の基準」で判定を継続するための特例を設ける。 《税制改正と介護保険料算定の関係性》				
税制改正		介護保険料		
年度	内容	影響	対応	対応年度
平成30年度	給与所得控除額 ・・・10万円減 基礎控除 ・・・10万円増 （令和2年分以後の所得税等に適用）	所得が10万円増えることで、保険料段階が上がる可能性あり。	給与所得から一律10万円を控除し、保険料の実質的な負担を据え置き。（※平成30年度から先行対応）	平成30年度～令和7年度
令和7年度（今回）	<u>給与所得控除を10万円引き上げ</u>	所得が10万円減ることで、保険料段階が下がる可能性あり。	減った10万円を足し戻して判定。計画外の減収と不公平を防止する。	令和8年度のみ

## 2 前年度非課税者に係る特例減免

令和7年度の住民税非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員）について、給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう就労調整した者に対し、急激な介護保険料の増を避けるため、課税の基準から控除の引上げ分の範囲で就労収入が増加した場合については、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、当該者の保険料を令和8年度に限り、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免する。

## 3 その他

本改正は令和8年度の保険料の算定のみに関し適用し、令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間（第10期）となることから、令和7年度見直し後の所得を基準とした上で改めて基準を設定する。

### 【参考】令和7年度税制改正について（令和7年分の給与所得控除額）

給与の収入金額	給与所得控除額（改正後）	給与所得控除額（改正前）
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%＋8万円

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入の減少について、保険者の責めに帰さず可能な限り防ぐ観点から、保険料への令和7年度税制改正による影響を遮断し、一時的な保険料収入不足を防ぐ。

（第1号被保険者の合計所得金額が変わらなければ、令和7年度と同額の保険料となると見込まれる。影響額については現在試算中。また、厚生労働省の推計では、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があると言われている。）

### 【市財政への負担】

前年度非課税者に係る特例減免について、減免を受けた者の減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定が行われることから、影響はないと見込まれる。

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他自治体においても同様の改正を行う。

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

## ⑨ その他